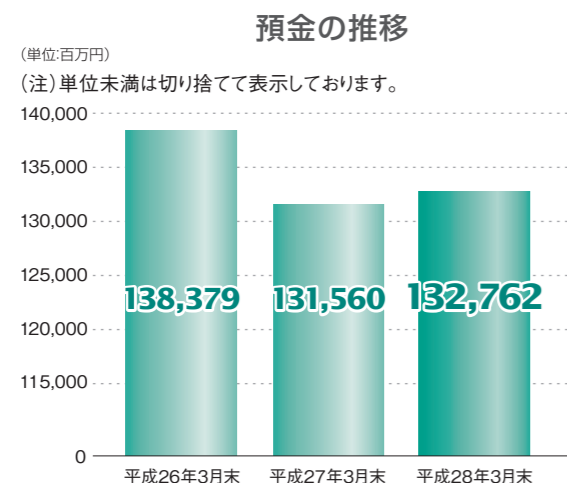




事業の概況

たるしんは「地域との共存共栄」を目指し、人と人とのつながりを大切にしています。

業績のあらまし



預金残高は**1,327億62百万円**
(譲渡性預金を含む)

地域の皆さまの大切なご預金を
お預かりしております

当金庫は、安定した経営基盤作りのため、小口・多数取引の拡大を指向した推進を図りました。

預金については、個人預金で827百万円減少しましたが、法人預金で2,029百万円増加したことから、総預金では前期比1,202百万円、0.91%増加いたしました。

収益

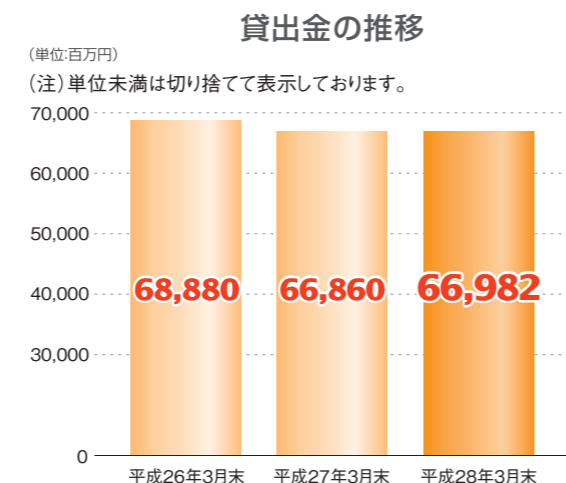
収益では、貸出金について資産の健全性を図るために厳しい自己査定を実施した結果、個別貸倒引当金は48,601千円を繰入、一般貸倒引当金は4,982千円戻入し、貸倒引当金繰入額を43,618千円計上いたしました。また、貸出金償却17,797千円を実施したことにより、不良債権処理総額としては61,416千円となりました。

本業の利益を表す業務純益は311,948千円(前年度202,266千円)を計上し、経常利益は246,981千円(前年度207,527千円)、当期純利益は243,331千円(前年度186,145千円)の計上となりました。

当期純利益

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当期純利益	264	186	243

(単位:百万円)



貸出金残高は**669億82百万円**

地域の発展のため、
積極的に対応しております

貸出金については、企業の原材料価格上昇、コスト増による採算性悪化により、地域経済の景況感が総じて停滞気味であったことから、中小企業貸出が510百万円減少したものの、個人消費の緩やかな回復から、フリーローン「くらしにグッと」やカードローン「きゃっする」および住宅ローン「住まいにグッと」が好調だったことにより、個人向け貸出は554百万円増加したほか、地方公共団体向け貸出も78百万円増加したことから、総貸出金で前期比122百万円、0.18%増加いたしました。

会員数及び出資金

	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末
会員数	11,864人	12,059人	12,320人
出資金	726	720	718

(単位:百万円)



自己資本比率/コンプライアンス/反社会的勢力の排除について/金融ADR制度

たるしんの自己資本比率は、国内基準の約2.7倍を確保。健全経営とお客さまの保護および利便性の向上に努めます。

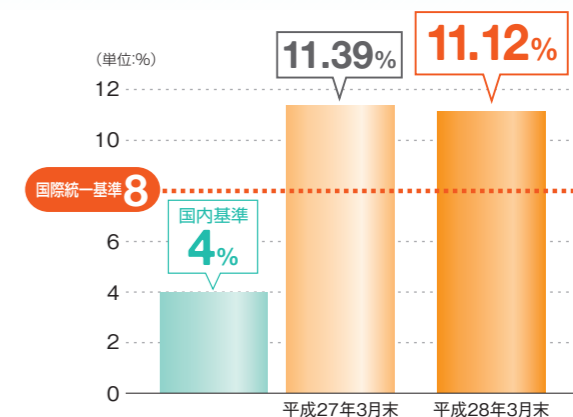
自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の財務体質の安全性を示す評価基準として定めており、その基準は、国内で業務を行う金融機関において、金融庁は4%以上と定めております。

たるしんの平成28年3月末の自己資本比率は**11.12%**と国内基準はもとより国際統一基準8%をも上回る高水準を維持しております。

自己資本比率は平成26年3月期より適用されることとなった「パーゼルⅢ国内基準」に基づき算出しております。

自己資本比率の詳細内容につきましては26ページ以降の資料編「新自己資本比率規制に関する法令等に基づく情報開示」をご覧ください。



「障がい等のあるお客さまへの配慮に関する基本方針」

当金庫は、下記基本方針を制定し、音声ガイダンスによる操作ができるハンドセットを備えたATMの設置や、対象者の方に対して窓口振込手数料を引き下げするなど、障がい等のあるお客さまへ配慮した取組みをすすめております。

- (1)障がい等のあるお客さまに配慮した金融サービスの提供
- (2)障がい等のあるお客さまの権利擁護
- (3)国・地方自治体・地域との連携



コンプライアンス(法令等遵守)について

「コンプライアンス」とは、法令等遵守という意味ですが、企業が業務活動を行うに際して、単に法令やルールを守ることばかりではなく、社会に適合した企業倫理を守ることにも含まれております。

地域の信頼を得て、豊かな地域社会作りに参画している信用金庫には、公共的使命と社会的責任が課せられております。このため、信用金庫には、より高い倫理観が求められております。

当金庫では、コンプライアンスを徹底するため、人事部が統括部門となって、法令遵守の手引として「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付し、部室毎に勉強会を実施するなどコンプライアンスの徹底に努めております。

法令または当金庫の規程等に違反する行為については、公益通報者保護法に基づく内部規程を定め、法令違反等の通報態勢を整備しております。また理事会の承認を得てコンプライアンス・プログラムを年度当初に定めるとともに、実効性確保のため取組状況等を定期的に開催されるコンプライアンス委員会を通じて検証・協議し経営陣に報告を行っております。

反社会的勢力の排除について

当金庫は公共的使命に照らし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、断固として関係を遮断し排除するために、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定のうえ、本部・営業店においてポスターを掲示し、当金庫ホームページにも公表しています。今年度のコンプライアンス・プログラムにおいても重点項目と定め、人事部とお客さま相談室が協力し警察当局など外部専門機関との連携強化を図るなど、金融犯罪等に利用されない態勢の構築に努めてまいります。

裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)への対応

金融ADR制度は、「金融商品取引法」に基づき導入された金融商品やサービスに関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行う制度です。

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)のお申し出に公正かつ適切に対応するため業務体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日(9:00~17:00)に各営業店(電話番号は23ページ参照)またはお客さま相談室(電話番号:0134-22-3122)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客さま相談室・北海道地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。